

出雲市こども医療費助成制度

出雲市内にお住まいのお子さんの医療費を助成します

●島根県内の医療機関を受診するときは、マイナンバーカード等と一緒に「こども医療費受給資格証」（以下「資格証」といいます。）を医療機関の窓口で提示してください。

●島根県外の医療機関を受診するときは、一部の医療機関を除いて出雲市の資格証が使用できませんが、後日、払戻し（償還払）の申請をすることで自己負担分を返還します。

×他市町村へ引っ越した後は、出雲市の資格証は使用できません。資格証を返却または破棄してください。

1. 助成内容

区 分	1 か月、1 医療機関(医科、歯科別)あたりの自己負担額		
	入院	通院	薬局等※
0歳～中学生 【むらさき色】の資格証	無料	無料	無料
高校生年代※ 【きみどり色】の資格証	1割負担 限度額（2,000 円／月）	1割負担 限度額（1,000 円／月）	無料

※薬局(病院内の薬剤科を除く)、柔道整復施術所、治療用装具製作所、はり・きゅう・あんまマッサージ施術所、訪問看護ステーション

※高校生年代…満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで

助成の対象にならないもの ×保険適用外のもの(例:入院時食事療養費、検診代、病衣代、紹介状がない場合にかかる負担金など)

×交通事故等の第三者による加害行為による傷病にかかるもの ×高校生年代で、学校等での怪我などにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターから「災害共済給付金」が受けられる場合は資格証を使用できません。学校等にご相談ください。

2. 手続きについて

♪いつでもどこでもスマホで便利♪ 電子申請でお手続きしてください♪

0歳～中学生	交付・再交付（新しく作る）	内容変更（かわった）	払戻し（お金をかえしてもらう）
	お子さんが生まれた 出雲市へ転入した 資格証をなくした	保険が変わった 市内で引っ越した 氏名が変わった	資格証が使えなかった 眼鏡や装具を作った

高校生年代	交付・再交付（新しく作る）	内容変更（かわった）	払戻し（お金をかえしてもらう）
	出雲市へ転入した 資格証をなくした	保険が変わった 市内で引っ越した 氏名が変わった	資格証が使えなかった 眼鏡や装具を作った

現在お手元にある資格証の内容が最新でないときは、オンラインで内容変更の手続きをしてください。

市役所本庁か各行政センター窓口でも申請を受け付けます。必要なもの：お子さんのマイナ保険証と 4 桁の暗証番号または資格確認書

《医療費の払戻し（償還払い）について》県外の医療機関で資格証が使えなかった、資格証を忘れた、治療用装具・眼鏡を購入したときは、申請により自己負担分を返還します。オンライン申請できます。※有効期限：請求日から 2 年

	資格証が使えなかった	治療用装具／治療用眼鏡を購入した
必要なもの	①領収書（受診者名、診療点数が記載） ②口座（受給資格者名義）が分かるもの ③資格証	①領収書（受診者名、診療点数が記載） ②口座（受給資格者名義）が分かるもの ③資格証
	※保険を使わずに 10 割負担された場合は、④保険者からの支給決定通知を受け、①～③に④を添えて申請してください	④保険者からの支給決定通知書 ⑤医師の意見及び装具装着証明書／ 弱視等治療用眼鏡等作成指示書

3. 手続き前の準備【交付・再交付、内容変更（保険が変わった場合）】

資格証を作るためには、次の必要情報が記載されている ☆ か ★ どちらかの資料が必要です。

①医療保険の加入者 ②保険の運営主体名 ③保険の記号・番号 ④お子さんの氏名・生年月日

☆資格確認書



【資格確認書サンプル】

★マイナアプリ上の

マイナ保険証スクリーンショットかPDFファイル



【マイナ保険証画面サンプル】



【PDF ファイルサンプル】

4. マイナ保険証と資格証の一体化について

出雲市では、マイナンバーカードを資格証として利用できます。利用が可能な医療機関の窓口でマイナンバーカードを出せば、医療費助成の資格を確認でき、紙の資格証の提示を省略できます。ただし、全ての医療機関で対応しているわけではありませんので、紙の証もお持ちください。

☆お気を付けください☆

お子さんのマイナ保険証が切り替わっても、その情報は出雲市が医療費助成制度で使うシステムには反映されません。手続きをしなければ、こども医療費助成資格証の情報はお手元の紙の証の内容で止まったままになってしまいます。転職などで保護者の方の健康保険が変わった、保険の扶養を変えた、市内で引っ越したなど、変わったことがあれば、必ず出雲市に内容変更の手続きをしてください。

5. 高額療養費について

「高額療養費制度」は、医療費が限度額※1を超えたら、超えた分が払い戻される制度です。お子さんの医療費のうち、本来保護者の方が支払う自己負担相当額は、出雲市が助成して払います。そのため、市は支払った高額療養費を医療保険の運営主体に請求するのですが、そのためには保険加入者(保護者)の委任を受ける必要があります(代理請求)。市から手紙が来たら、必要事項を書いてお返しいただくようお願いいたします。なお、支払いは発生しません。

マイナ保険証を利用すれば、医療費は自動で限度額までの金額になり、代理請求のための手続きは不要になります※2。医療機関の窓口でマイナンバーカードを提示するだけで、後々の手続きが不要になることがたくさんあります。ぜひマイナンバーカードをご利用ください。なお、医療費は月毎に計算されるので、マイナンバーカードは受診月が変われば毎回提示する必要があります。※1世帯所得などにより設定 ※2状況によっては自己負担が発生し手続きをお願いすることもあります

6. 慢性呼吸器疾患等16疾患群により入院したお子さんへの助成

こども医療制度の対象にならない20歳未満のお子さんが、以下の疾患で入院した場合、医療費を1割負担(限度額15,000円/月(医療機関))まで払い戻します。対象疾患に該当するか、まずは出雲保健所(Tel21-8785)にお問い合わせください。

対象疾患：①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨神経・筋疾患 ⑩慢性消化器疾患 ⑪血液疾患 ⑫免疫疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患

【お問い合わせ】

出雲市役所 子ども政策課

電話 0853-21-6963 FAX 0853-21-6413

メール kodomo@city.izumo.shimane.jp



←出雲市ホームページ

(こども医療費助成制度)